

なるほど 

正しい事業承継

- 考え方・進め方 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 03

新しい事業承継税制（相続）の仕組み

この制度は、日本の良好な中小企業が事前に準備し、計画的に事業承継に取り組むことで未来に経営を継続し、もって地域の雇用を吸収してくれることを政策の主眼としてできています。又、甥姪や子供の配偶者などを含む広い範囲の親族内における後継者に対する贈与や相続（遺贈）を対象としていますので、親族外の役員社員への株式の贈与や遺贈は対象ではありません。

制度の勉強や検討が先行して「果たして自分に合っていて使えるかどうか…」という目で見ていくと、少しずつ事情に合わないところや不都合が見えてきます。

会社の事業と経営の次代への発展的継続のための方針や計画、方法をお考えになる中で、円滑化法や事業承継税制の活用に関わるかもしれない…とお考えになることです。まず、細かな制度の仕組みを見る前に、全体を知ってください。

<手続きの大まかな手順>

1. 経済産業大臣への「計画手に取り組んでいること」の**確認申請**  確認通知の受理
(何年前でも可 但し後継者が変更になったときは変更申請必要)

2. 相続開始（代表者の死亡）

(相続開始から 8 ヶ月以内)

3. 経済産業大臣への**認定申請**  認定通知の受理
(相続開始から 10 ヶ月以内)

4. 相続税の申告・納付

5. 経済産業大臣への事業継続に関する**報告**（5年間、年に一度）

6. 所轄税務署への**継続届出**（五年間は年に一度、以後 3 年に一度）

所轄税務署への**免除届出**（後継者の死亡、次世代後継者への一括贈与、破産、合併消滅、株式の全部譲渡など）

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を 011-622-7768 まで送信してください。

御社名(必須)

氏 名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ **FAX 受信拒否**



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）